

社会福祉法人ライフ・タイム・福島 介護サービス利用料金表

法人本部：〒960-1241福島県福島市松川町字産子内1番地の1

TEL 024-567-5800 , FAX 024-567-5802 , Email: long-life@aqua.ocn.ne.jp

(令和元年10月1日現在、単位:円)

※介護保険サービス費については、1割の自己負担額の記載になります。(2割と3割の負担額については、問い合わせ下さい。)

※記載の他にも、各種加算が算定される場合がありますので算定要件や額の詳細については、お気軽に問い合わせ下さい。

※*については、介護保険対象外の自己負担費になります。

【 介護老人福祉施設 : 特別養護老人ホームロング・ライフ 】

	介護保険 サービス費	個別機能 訓練加算	栄養マネジ メント体制 加算	看護体制加 算 (Ⅰ) / (Ⅱ)	経口維持加 算 (Ⅰ) / (Ⅱ)	日常生活継 続 支援加算	夜勤職員 配置加算	*食費	療養食 加算	*居住費 / *管理費
要介護 1	559	12	14	6 / 13	400 / 100	36	22	1,392	6/回	855 / 1,000
要介護 2	627									
要介護 3	697									
要介護 4	765									
要介護 5	832									

※被保険者第4段階、多床室を使用した場合の額です、他に従来型個室が利用できます。

※「食費」については、朝食436円、昼食(おやつ含む)500円、夕食456円にて提供した食事分のみのご請求となります。

※記載の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に8.3%を乗じた単位数)と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に2.7%を乗じた単位数)が算定されます。

【 (予防)短期入所生活介護 : ロング・ライフ ショートステイ 】

	介護保険 サービス費	個別機能 訓練加算	送迎加算 (片道)	看護体制加算 (Ⅰ) / (Ⅱ)	サービス提供 体制強化加 算(Ⅰ)イ	夜勤職員 配置加算 (Ⅰ)	療養食 加算	機能訓練 体制加算	*食費	*居住費
要支援 1	438	56	184	4 / 8	18	13	8/回	12	1,392	855
要支援 2	545									
要介護 1	586									
要介護 2	654									
要介護 3	724									
要介護 4	792									
要介護 5	859									

※被保険者第4段階、多床室を使用した場合の額です、他に従来型個室が利用できます。

※「食費」については、朝食436円、昼食(おやつ含む)500円、夕食456円にて提供した食事分のみお支払い頂きます。

※記載の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に8.3%を乗じた単位数)と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に2.7%を乗じた単位数)が算定されます。

【 (第1号通所事業)通所介護 : ロング・ライフデイサービスセンター 】

	介護保険 サービス費 (通所型独自サービス費)	個別機能 訓練加算	サービス提供 体制強化 加算(Ⅰ)イ	入浴介助 加算	送迎を行わ ない場合の 減算	口腔機能 向上加算	運動機能 向上加算	選択サービス 複数実施 加算	*食費	栄養スクリー ニング加算
通所型独自サービスⅠ	1,655/月	—	72/月	—		150/月	225/月	48/月	500	—
通所型独自サービスⅡ	3,393/月		144/月							
要介護 1	620/日	(Ⅰ)46/日 (Ⅱ)56/日	18/日	50/日	△47 /片道	150/日 (月に2回ま で算定)	—	—	500	5/6ヶ月 毎に1回 算定
要介護 2	733/日									
要介護 3	848/日									
要介護 4	965/日									
要介護 5	1,081/日									

※記載の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に5.9%を乗じた単位数)と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に1.2%を乗じた単位数)が算定されます。

【（第1号訪問事業）訪問介護：ロング・ライフ訪問介護事業所】

		介護保険サービス費			初回加算	緊急時訪問 介護加算	特定事業所 加算（Ⅱ）
要支援 1 要支援 2	訪問型サービス費（Ⅰ） 1,172/月	—	—	—	200	—	—
	訪問型サービス費（Ⅱ） 2,342/月						
	*訪問型サービス費（Ⅲ） 3,715/月						
		身体介護	生活援助	身体介護→生活援助			
要介護 1	20分未満	166	-	身体介護に引き続き 生活援助を行った場合	200	100	所定単位数 の10%を加算
要介護 2	20分以上30分未満	249	-				
要介護 3	30分以上60分未満	395	-				
要介護 4	60分以上	577	-				
要介護 5							
	20分以上45分未満	-	182	20分以上 66 45分以上 132 70分程度 198			
	45分以上	-	224				

※早朝・夜間（6:00～8:00,18:00～20:00）は25%の割増料金となり、それ以外の深夜帯（20:00～6:00）は50%の割増料金となります。

※特定事業所加算（Ⅱ）の算定により、上記の単位数の10%が加算されます。

※*訪問型サービス費（Ⅲ）については、要支援2の方のみの利用となります。

※介護予防・日常生活支援総合事業を事業対象として、ご利用の場合は、要支援1の料金と同額になります。

※記載の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ（月のご利用合計額に13.7%を乗じた単位数）と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（月のご利用合計額に6.3%を乗じた単位数）が算定されます。

【（予防）訪問看護：ロング・ライフ訪問看護ステーション】

	介護保険 サービス費(予防)	初回加算 (利用開始月のみ)	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナル加算
20分未満	(301) 312/回	300/月	574/月	(Ⅰ)500/月 (Ⅱ)250/月	2,000/月
30分未満	(449) 469/回				
30分以上	(790) 819/回				
1時間未満					
1時間以上	(1,084) 1,122/回				
1時間30分未満					
理学療法士等	(287) 297/回				

※その他、各種加算が算定される場合があります。

【 居宅介護支援 ： ライフ・タイム・福島指定居宅介護支援事業所 】

	特定事業所 加算(Ⅱ)	居宅介護支援費(Ⅰ) 取扱件数が40件未満	居宅介護支援費(Ⅱ) 取扱件数が40件以上60件未満 40件以上60件未満部分のみ適用	居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数が60件以上 60件以上部分のみ適用
要介護 1	4,000	10,570	5,290	3,170
要介護 2				
要介護 3		13,730	6,860	4,110
要介護 4				
要介護 5				

※居宅介護支援費は、介護サービスの提供以降1ヶ月あたりの料金です。

※その他、各種加算が算定される場合があります。

※原則的に居宅介護支援費は、介護保険制度により全額給付されるため自己負担はありません。

【 居宅介護支援 ： ライフ吉井田居宅介護支援事業所 】

	特定事業所 加算(Ⅱ)	居宅介護支援費(Ⅰ) 取扱件数が40件未満	居宅介護支援費(Ⅱ) 取扱件数が40件以上60件未満 40件以上60件未満部分のみ適用	居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数が60件以上 60件以上部分のみ適用
要介護 1	4,000	10,570	5,290	3,170
要介護 2				
要介護 3		13,730	6,860	4,110
要介護 4				
要介護 5				

※居宅介護支援費は、介護サービスの提供以降1ヶ月あたりの料金です。

※その他、各種加算が算定される場合があります。

※原則的に居宅介護支援費は、介護保険制度により全額給付されるため自己負担はありません。

【 介護予防支援 ： 福島市松川地域包括支援センター 】

	介護予防支援費
要支援 1	4,310
要支援 2	

※介護予防支援費は、介護サービスの提供以降1ヶ月あたりの料金です。

※その他、各種加算が算定される場合があります。

※原則的に介護予防支援費は、介護保険制度により全額給付されるため自己負担はありません。

【 定期訪問・随時対応型訪問介護看護：ロング・ライフ24時間訪問介護看護事業所 】

	介護保険サービス費(Ⅱ)	訪問看護を利用する場合	通所サービス利用時の調整(1日につき)	短期入所生活介護利用など日割りの場合	総合マネジメント加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
要介護 1	5,680/月	2,945/月	-62	187/日	1,000/月	640/月
要介護 2	10,138/月		-111	333/日		
要介護 3	16,833/月		-184	554/日		
要介護 4	21,293/月		-233	700/日		
要介護 5	25,752/月	3,745/月	-281	847/日		

※通話機器(テレビ電話)と併せての利用となり、通話機器の基本使用料1,013円～/月と通話料が自己負担となります。

※記載の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に13.7%を乗じた単位数)と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に6.3%を乗じた単位数)が算定されます。

【 夜間対応型訪問介護：ロング・ライフ夜間対応型訪問介護事業所 】

	介護保険サービス費	24時間通報対応加算	定期巡回サービス	随時訪問サービス(Ⅰ)	随時対応サービス(Ⅱ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
夜間対応型訪問介護(Ⅰ)	1,013/月	610/月	379/回	578/回	778/回	18/回

※通話機器(テレビ電話)と併せての利用となり、通話機器の基本使用料1,013円/月～と通話料が自己負担となります。

※記載の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に13.7%を乗じた単位数)と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に6.3%を乗じた単位数)が算定されます。

【 (予防)認知症対応型共同生活介護：グループホーム ロング・ライフ フクチャンち 】

	介護保険 サービス費	初期加算	医療連携 体制加算	認知症専門 ケア加算(Ⅱ)	サービス提供 体制強化加 算(Ⅰ)イ	*食費	*家賃	*日常 生活費
要支援 2	757	30	—	4	18	1,300/日	50,000/月	500/日
要介護 1	761							
要介護 2	797							
要介護 3	820							
要介護 4	837							
要介護 5	854							

※記載の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に11.1%を乗じた単位数)と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に3.1%を乗じた単位数)が算定されます。

【 (第1号通所事業)地域密着型通所介護：フクチャンち通所介護事業所 】

	介護保険サービス費 (通所型独自サービス費)	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	入浴介助加算	*食費
通所型独自サービスⅠ	1,655/月	72/月	—	500/日
通所型独自サービスⅡ	3,393/月	144/月		
要介護 1	666/日	18/日	50/日	
要介護 2	786/日			
要介護 3	908/日			
要介護 4	1029/日			
要介護 5	1150/日			

※記載の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に5.9%を乗じた単位数)と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月のご利用合計額に1.2%を乗じた単位数)が算定されます。

【（予防）認知症対応型通所介護：フクチャンちデイサービスセンター（共用型）】

	介護保険 サービス費	サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）イ	入浴介助加算	*食費
要支援 1	422	18/日	50/日	500/日
要支援 2	445			
要介護 1	455			
要介護 2	470			
要介護 3	487			
要介護 4	503			
要介護 5	519			

※記載の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ（月のご利用合計額に10.4%を乗じた単位数）と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（月のご利用合計額に3.1%を乗じた単位数）が算定されます。

【 看護小規模多機能型居宅介護：ライフ吉井田看護小規模多機能型居宅介護事業所 】

	介護保険 サービス費	サービス提供 体制強化加算 （Ⅰ）イ	総合マネジ メント体制強 化加算	訪問体制強 化加算	初期加算	認知症 加算（Ⅰ）	認知症 加算（Ⅱ）	訪問看護体制 強化加算（Ⅱ）	*食費	*宿泊費
要介護 1	12,401/月	640/月	1,000/月	1,000/月	30/日 （登録した日 から30日以 内）	800/月	500/月	2,500/月	朝食400 昼食600 （おやつ代金） 夕食500	2,500
要介護 2	17,352/月									
要介護 3	24,392/月									
要介護 4	27,665/月									
要介護 5	31,293/月									

※記載の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ（月のご利用合計額に10.2%を乗じた単位数）と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（月のご利用合計額に1.5%を乗じた単位数）が算定されます。

※訪問看護サービスをご利用の場合は、その他に各種加算が算定される場合があります。

【 サービス付き高齢者向け住宅：ライフ吉井田サービス付き高齢者向け住宅 】

部屋タイプ		家賃	共益費	食費	管理費	月額合計
1人部屋（18㎡）	標準	50,000	15,000	45,000	20,000	130,000
2人部屋（24㎡）	1人 利用	80,000	20,000		20,000	165,000
	2人 利用	45,000	10,000		20,000	120,000
		45,000	10,000		20,000	120,000

※記載の他に、入居金・敷金は、ありません

※食費は1日あたり、1,500円（朝食400円、昼食600円、夕食500円）となります。

※別途介護保険サービス内容に応じた利用料金が必要となる場合があります。

【 配食・安否確認サービス：地域包括ケア施設ライフ吉井田 】

	昼食	夕食
要支援 1・2	540	540
要介護 1～5		

（税込み）

※昼食：12:00前後、夕食：18:00前後のお届けになります。

※月曜日～金曜日（祝日を含む）で、何食からでもご利用になれます。

※普通食以外に、刻み・ミキサー・粥の対応が可能です。

※吉井田地区が対象範囲となりますが、ご利用地区についてはご相談下さい。

◇グループホーム フクチャンち

〒960-8154 福島市伏拝字清水内25 TEL/FAX 024-546-3627 Email:fukutyannnti@tune.ocn.ne.jp

◇地域包括ケア施設 ライフ吉井田

〒960-8165 福島市吉倉字谷地73番地の1 TEL 024-563-6145 FAX 024-545-2267 Email:life-yoshiida@woody.ocn.ne.jp